

公共牧場機能強化等体制整備事業実施要綱

〔 令和 3 年 4 月 1 日付け 2 生畜第 2334 号
農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知 〕

第 1 趣旨

国内外において我が国の畜産物に対する需要が高まる中、これに対応するため、牛肉等畜産物の国内生産の一層の拡大が必要となっている。

こうした中、本事業では、肉用牛経営の生産基盤の強化に資するため、地方公共団体の公共牧場・試験場等が有する広大な草地と高い技術力をフル活用し、省力的かつ低コストで優良な和牛を増産する取組を推進することにより繁殖雌牛の飼養頭数の増加を図ることとする。

第 2 用語の定義

- 1 この要綱において、「公共牧場」とは、草地や施設等を共同利用する牧場であつて、地方公共団体、農業協同組合、牧野組合等が管理規程を定めて管理運営するもの（地方公共団体等が和牛等の育種改良・増殖等を行う試験場等を含む。）をいう。
- 2 この要綱において、「高資質和子牛」とは、和子牛のうち、脂肪交雑の期待育種価並びに枝肉重量、ロース芯面積、バラ厚、皮下脂肪厚及び歩留基準値のうち 1 つ以上の形質の期待育種価が、当該公共牧場が所在する都道府県等において上位 2 分の 1 以上であるものをいう。
- 3 この要綱において、「強化計画」とは、高資質和子牛の増産に向けて公共牧場の草地や施設等の機能強化を図るための具体的な取組について事業実施主体が策定する公共牧場機能強化等体制整備計画をいう。

第 3 事業内容等

本事業の内容は、次に掲げるとおりとし、事業実施主体及び補助率は、別表に定めるとおりとする。

- 1 強化計画の策定
事業実施主体が強化計画の策定のために行う計画検討会の開催、計画策定のための現地調査等の取組
- 2 公共牧場機能強化等体制整備
事業実施主体が強化計画に基づき行う（１）及び（２）の取組
（１）公共牧場の機能強化等に必要な家畜導入、草地改良等
（２）公共牧場の機能強化等に必要な施設等の改修・整備

第 4 事業実施期間

本事業の実施期間は、令和 3 年度から令和 5 年度までとする。

第 5 事業実施手続

- 1 事業実施主体は、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当

該都府県を所管する地方農政局長をいう。以下同じ。)に提出し、その承認を受けるものとする。

- 2 生産局長が別に定める事業実施計画の重要な変更は、1の承認の手續に準じて行うものとする。

第6 事業の評価

1 成果目標及び目標年度並びに事業評価

本事業の事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、事業実施計画における成果目標及び目標年度の設定、当該成果目標の達成状況の評価等、適切な事業評価を行うものとする。

2 事業費の低減

本事業の事業実施主体は、本事業の実施に当たっては、過剰とみられるような施設等の整備を排除する等、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。

3 費用対効果分析

第3の2の(2)に掲げる取組の事業実施主体は、事業実施計画の作成に当たり、生産局長が別に定めるところにより費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分に検討するものとする。

第7 助成

国は、予算の範囲内で、本事業の実施に必要な経費について、生産局長が別に定めるところにより事業実施主体に助成するものとする。

第8 事業実施状況の報告

事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、本事業の実施状況を地方農政局長に報告するものとする。

第9 事業評価の報告

事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより本事業の事業評価を取りまとめ、地方農政局長に報告するものとする。

第10 重複助成の禁止

本事業の事業実施主体は同一年度に本事業の助成対象経費について、国（独立行政法人等を含む。）が助成する他の事業による助成を受けることができないものとする。

第11 委任

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項については、生産局長が別に定めることとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 事業内容及び補助率（第3関係）

事業内容	事業実施主体	補助率
1 強化計画の策定のための検討会の開催、現地調査等の取組	次の（１）から（８）までのいずれかに該当する者。	定額
2 強化計画に基づく公共牧場の機能強化等の取組	なお、農業者の組織する団体の場合は、３戸以上の農業者により構成されているものとする。 （１）地方公共団体 （２）農業協同組合又は農業協同組合連合会 （３）公社 （４）農事組合法人 （５）農事組合法人以外の農地所有適格法人 （６）特定農業団体 （７）農業者の組織する団体 （８）生産局長が別に定める者	１／２以内（ただし、家畜を導入する場合の１頭当たりの補助額の上限は、妊娠牛については27.5万円、繁殖に供する雌牛については24.6万円とし、草地改良に係る経費の10a当たりの補助額の上限は1.5万円とする。 なお、施工が完了する前において、自然災害による土壌流出その他のやむを得ない理由により再施工が必要と生産局長が認める場合は、この限りでない。）